

○関連参考資料

旅館業法の体系

営業者

- 営業の許可(第3条)
許可を受けて営業
- 営業者の責務(第3条の4)
安全・衛生の水準の維持・向上
サービスの向上に努める義務
- 営業者の講ずべき衛生措置(第4条)
換気、採光、清潔等の宿泊者の衛生
に必要な措置を講じる義務
- 宿泊拒否の制限(第5条)
- 宿泊者名簿の備え付け義務(第6条)

都道府県知事
(保健所設置市長、特別区長)

- 営業許可(第3条)
- 報告徴収・立入検査の権限(第7条)
- 基準に適合しなくなったと認める場合
の改善命令(第7条の2)
- 営業の許可の取消又は営業の停止
(第8条)
法律又は法律に基づく処分に違反し
たときなどに命ずることが可能

簡易宿所における玄関帳場(フロント)の設置に係る取扱いについて

- 「旅館業における衛生等管理要領」(通知)において、簡易宿所営業の施設設備の基準として、「適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること。」と定めている。
- 簡易宿所における玄関帳場等について、15都道府県の条例で設置を求めているが、「公衆衛生上支障のない場合には緩和できる。」等と規定しているものもある。